

保証料の上乗せで経営者保証が不要となる 「事業者選択型経営者保証非提供制度」

信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを中小企業者が選択できる環境を整備することを通じて、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速し、中小企業者の事業の発展に資することを目的とした制度（仕組み）です。

<p>申込 人 資格要件</p>	<p>次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人（※1）</p> <p>(1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2)直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3)次のいずれかを満たすこと ①直前決算において債務超過でない（※2） ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない（※3） (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること</p> <p>（※1）法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。 （※2）貸借対照表において「純資産の額\geq0」となること （※3）損益計算書において「経常利益+減価償却\geq0」となること</p>
<p>対象となる 保証制度</p>	<p>※本制度は、個別の保証制度ではありません</p> <p>上記の資格要件を満たす場合、既存の協会制度、県制度、市町制度のいずれの制度にも適用できるものです。</p> <p>原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります 無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険 ※法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外となります</p>
<p>保証料率</p>	<p>申込人資格要件（3）①及び②のいずれも満たす場合 所定の保証料率に0.25%上乗せ</p> <p>申込人資格要件（3）①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 所定の保証料率に0.45%上乗せ</p> <p>例えば一般保証を利用する時、保証料率が1.15%の事業者の場合、上記資格要件①のみを満たすならば1.60%の保証料率を負担することで法人代表者の個人保証が不要になります</p>
<p>担保保証人</p>	<p>保証人：徴求しない 担保：必要に応じて徴求。ただし、無担保保険にかかる保証については徴求しない</p>